



篠栗町監査告示第 5 号

令和3年9月2日付提出のあった住民監査請求について結果をここに告示する。

令和3年10月29日

篠栗町監査委員
同

石 内 清 之
今 長 谷 武 和



地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別添のとおり公表する。

決 定 書

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請 求 人

住 所 篠栗町

氏 名 横山 和輝

2 請求書の提出

請求書の提出は、令和3年9月2日である。

3 請求の内容

請求人提出の篠栗町職員請求書(住民監査請求書)による主張の事実の趣旨及び措置要求は別添資料1のとおりである。

4 請求の要件審査

監査委員は令和3年9月6日に要件審査を行い、本件請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

篠栗町(以下「町」といいます。)が篠栗北地区産業団地整備事業に係る契約の締結及び履行並びに財産管理の事務に関することについて、請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項としました。

2 監査対象部局

まちづくり課としました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けました。令和3年10月4日に請求人対し

て陳述を行いました。

また、令和3年9月30日にまちづくり課から弁明書（別添資料2のとおり）を受けとり、令和3年10月7日に同課職員から陳述を聴収しました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局の陳述

令和3年10月4日に請求人から聴収した陳述内容は、監査請求書のとおりで新たな証拠はなかった。

また、令和3年10月7日にまちづくり課職員から聴収した陳述内容は、弁明書のとおりで新たな証拠はなかった。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象部局の弁明書並びに監査委員の調査により、次の事実を認めました。

(1) 土地の売買契約書の怠る事実1について

請求人の主張

平成31年2月27日、篠栗町長（以下「町長」といいます。）とケアユー株式会社（以下「ケアユー」といいます。）との間で、土地売買契約書の内容に売買代金の遅延損害金（延滞金）の条項の存在がなかったことは、篠栗町債権管理条例（以下「本件条例」といいます。）第8条第1項の「債権管理者は、第6条の規定により指定された期限までにその納付すべき私債権等を納入しないときは、同条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、督促した私債権の金額に民法（明治29年法律第89条）第404条第1項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。

ただし、当該遅延損害金の金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、当該遅延損害金の金額が100円未満であるときはその金額を徴収しない。」と規定されているにも関わらず、議会の議決承認を得る際に延滞金に関する条項を契約書に入れていないことの説明を行う義務があるのに説明を行わなかった。

町（まちづくり課）の主張

このことについては、売買契約の土地については、造成工事完了公告後に引き渡すことになっており、契約段階では当該用地は未完成の

用地であるため、造成完了するまでの契約を保証するために契約保証金の条項を設けている。延滞金の条項を設けていないのは、不測の事態が発生した場合は、契約解除を行い契約保証金の違約金として徴収することを定めていたことから契約解除で対応できるとの判断だった。

また、篠栗町議会（以下「議会」といいます。）での説明を怠ったとのことについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「議会議決条例」といいます。）第3条に従って、土地の概要（契約相手方、土地の面積、売買金額）について説明を行っており、延滞金が発生するような事案について特化した説明は行っていないが、上程議案の説明資料として売買契約書を添付していた。なお、令和2年第4回篠栗町議会定例会一般質問（令和2年12月7日実施）においても説明を行い、平成31年第1回定例会議案第17号「財産の処分について」におきましても全員賛成で可決されており、また、請求人も賛成した一人であります。

請求人の主張

次に、「普通地方公共団体の執行機関は、（中略）当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」（法第138条の2、傍点は請求人が付したもの。）また、「（前略）普通地方公共団体の財産は、（中略）適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」法第237条2項、傍点は請求人が付したもの。）。これらの規定は、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の財産を誠実かつ適正に管理しなければならない義務があることを定めたものであり、その沿革としては、憲法第14条が要請する平等原則（恣意的・不合理な行政権行使の禁止）と憲法第13条が要請する比例原則（行政権行使の内容を実現しようとする目的との間の合理的な比例関係の要請）に由来するものである（以下「行政の公平性」といいます。）。

ところが、町長は、本事業計画の事業用地に関する売買契約のうち、令和3年2月22日に町が株式会社久原本家食品と締結した土地売買契約書第4条には土地売買代金の支払いに関する延滞金条項を設け未納入額につき年14.6%の割合による延滞金を徴収することができる旨を明記している。このように、ケアユーとの売買契約書には延滞金に関する条項を入れず、株式会社久原本家食品との売買契約書には、延滞金に関する条項を入れており、契約条件について不平等であるといわざるを得ない。このような契約条件における不平等は、行政の公平性に違反し、その結果として、町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、町の住民を含む町全体の利益を棄損するものである。本件は、土地

売買契約がその瑕疵故えに無効となることも十分に想定される事案である。

したがって、延滞金に関する条項を欠く本売買契約書を締結した町長の行為は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものであって、町長は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を履践しなければならない。

町（まちづくり課）の主張

このことについては、ケアユー、ファディ、やまやの3社は、売買契約書を当該産業団地造成工事完了前に売買契約の締結（ケアユー：平成31年2月27日・やまや：平成31年2月15日・ファディ：平成31年2月15日）を行っており、売買価格の2割を契約保証金として事前に受領しています。この契約保証金の目的は、造成工事完了前の契約であり、土地引渡しまでに一定期間を要することから売買契約の成立を明確に表すために手付金としたものです。また、2割の契約保証金は、当該産業団地の整備費用に充て、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計において運用を行ってまいりました。

次に久原本家と東洋冷蔵、松原食品の3社は、造成工事が完了しており、進出に向けた検討が短期間で行え、売買契約締結完了後に入金手続きに移行できることから土地売買代金の入金は、一括で納付いただくように条件に盛り込みました。しかし、土地代金一括支払いに対する履行担保がないことから、本町が容認できない事案によって入金が遅れた場合は、14.6%の遅延利息を課すよう設定しました。要するに造成工事完了前か後かによって、契約から引き渡しまでの期間や進出企業の検討条件が異なることから、おのずと契約条件が変わることは当然であり、また、双方その状況を同意し、契約を行っていることから不公平な契約といえるものではありません。また、何等かを棄損する話でもありません。

（2）土地売買代金の支払いに関する覚書の怠る事実2について

請求人の主張

ケアユーが土地の売買代金の支払いを令和3年2月末日まで延期してほしい請願書を提出したが、町長は、請願書の必要性・合理性等を何ら調査することなく、議会の承認も得ないで、その請願書を容認し、令和2年7月30日に支払期限を令和3年2月26日に延期する旨の土地売買代金の支払いに関する覚書を締結した。

本覚書は、本覚書の法的性質が「特約」であると解した場合は、①債務者が当該債務の全部を一時に履行することがあることを認め、②その現に有する資産の状況を調査し、③履行期限を延長することが徴収上有利であると認めるという所定の手続きを経ることを要求する規定である。そうすると、本覚書が「特約」であると解した場合には、上記①～③の手続きをすべて怠った町長の行為は、地方自治法施行令（以下「施行令」といいます。）第171条の6に違反する。

町（まちづくり課）の主張

このことについては、ケアユーに対する支払期限の猶予に関する覚書は、①当時の新型コロナウイルス感染拡大による企業に与えた影響を鑑み、②現状の資金繰りや今後の資金計画、企業の現状などをヒアリングし、③清算金支払いを猶予することで新型コロナウイルス感染対策に向けた措置や資金繰りの見直しが行え、入金時期の見通しが明確になることから現状より有利であると判断したものです。これらのことから上記①～③の手続きを怠っているとはいえず施行令第171条の6に違反する違法なものではありません。

請求人の主張

次に、本覚書の法的性質が「和解」であると解した場合の法第96条の第1項12号では「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（中略）

12 ……和解……

（後略）」

と規定されていることから、町は議会の議決を怠っているものの法第96条第1項第12号に違反する。

町（まちづくり課）の主張

このことについては、今回の変更覚書は本町がケアユーに対し、前述した諸事情を考慮し、支払期限の猶予を決めたものであり、そもそも紛争ではないことから「和解」という表現は当てはまりません。

（3）財産の処分の変更を怠る事実3について

請求人の主張

町長は、本件土地造成完了に伴い測量により土地の確定したことを

受けて、面積を「8,434平方メートル」から「8,359.92平方メートル」に変更し、売却額を「金400,000,000円」から「金396,260,208円」に変更する覚書を、令和2年7月17日、ケアユーと締結し、売買代金の変更に関する議案を、令和2年9月2日、議会に提出し、承認を得た。

本議案は、そもそも本件売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本議案も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を承継する。したがって、延滞金に関する条項を欠く本議案は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものである。このような延滞金に関する条項を欠く本議案は、行政の公平性に違反し、その結果として、町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、町の住民を含む町全体の利益を棄損するものである。

しかも、ケアユーが既に代金を延滞している事実は、町長から議会に説明されておらず、議会は、ケアユーが既に代金を延滞している事実を知らないまま、本議案を承認したのであるから、本件条例に違反した違法の程度は大きく、かつ、実質的には議会の承認を得なかった事に等しいと評価しうる。そうすると、法第96条第1項8号及び議会議決条例第3条に違反したと解することができる。

したがって、①延滞金に関する条項を本議案に追加し、②ケアユーが既に代金を延滞している事実を議会に報告した上で、本議案の承認を得るなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているといわざるを得ない。

町(まちづくり課)の主張

このことについては、当該産業団地における造成工事完了前に売買契約を締結した3社におきましては、売買契約額の2割を契約保証金として事前に受領しており、買主に何らかの事案が発生した場合は、売買契約書第4条(契約保証金による乙による解除権の行使)、または、同第12条(所有権移転前の甲の解除権)において契約保証金を違約金として徴収することができるため、延滞金の条項を設けず違約金の徴収で対応するようにしておりますが、これらの事象により契約解除に至った場合は、議会に諮るべきものであるとの認識しており、今回は、本町に進出を表明している企業が新型コロナウイルス感染拡大による影響で苦しんでいる現状を受けての措置であるため、同契約第12条第2項オで定める「乙に本契約を継続しがたい違法又は背信的な行為」を行ったと言えるものではありません。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、世界的な災害であり、国も企業に対し様々な支援を打ち出している中、篠栗町まち・ひ

と・しごと創生総合戦略の目的を理解し、本町のまちづくりに貢献したいというケアユーの想いに対し、傷に塩を塗るようなことを本町は、倫理的にも行うことはできません。あくまでも、町が行う独自支援の一環であったと捉えているところであります。

(4) 土地売買代金の支払いの再延長に関する覚書を怠る事実4について

請求人の主張

ケアユーは、令和3年2月19日付けで、町長に対して土地売買契約の土地精算金について支払期日を令和3年3月26日まで再度延期してもらいたい旨のお願い文書を提出した。この文書を受けた町長は、文書に記載された事実について、その必要性・合理性等を何ら調査することなく、議会の承認も得ないで、その文書をそのまま容認し、令和3年2月26日、ケアユーとの間で、売買代金の支払期限を令和3年3月26日とする旨の土地売買代金の支払の再延長に関する覚書を締結した。

本覚書の法的性質も施行令第171条の6第1項に規定された「特約」又は法第96条第1項12号に規定された「和解」であると解されるが、この覚書についても、令和2年7月30日付け覚書と同様法の規定違反を避けることはできない。

この覚書には、令和3年3月26日までに売買代金が支払われなかった場合の延滞金に関する条項を入れているが、売買代金支払期限の延長にかかる金利相当分として、令和3年2月27日から差引代金金額の納付が完了するまでの日数に応じ、差引代金の金額につき年0.075パーセントの割合で計算した金額を支払うものとされており、本件条例によれば本来年5パーセントの割合による延滞損害金を徴収しなければならないのに、それよりはるかに低額の金利相当分を徴収することになっている。

また、上記1で述べたとおり、そもそも土地売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本覚書も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を承継する。

したがって、本覚書は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものである。このような土地売買契約書の瑕疵を承継した本覚書は、行政の公平性に違反し、その結果として、町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、町の住民を含む町全体の利益を棄損するものである。

したがって、町長は、①施行令第171条の6第1項に規定された所要

の手続きを履践し、②法第96条第1項12号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているといわざるを得ない。

町(まちづくり課)の主張

このことについては、延滞利息の明記において、当該産業団地における造成工事完了前に売買契約を締結した3社から売買契約の2割を契約保証金として受領しており、買主が売買契約書第4条の契約保証金による乙による解除権の行使、または、同第12条(所有権移転前の甲の解除権)において買主がこれらに該当することがあった場合、契約保証金を違約金として徴収するようにしていることから延滞金に関する条項の規定は、設けていないこと。また、議会議決条例第3条には、変更契約に関する記述がないため、議案第74号で示した議案内容に変更が生じた場合、議会に諮っております。以上のことから行政の公平性及び本件条例に違反するような議案を議会に提出しているとは言えない。

また、令和2年9月2日開会の令和2年第3回篠栗町議会定例会において提出しました議案74号は、篠栗北地区産業団地における造成工事完了を受け、確定測量が完了した結果、計画面積と実測面積に差異が生じ、売買面積と売却額が変わったことから議案として上程したものです。この上程前である令和2年7月17日に請願書が出され、令和2年7月30日に変更覚書により双方合意のうえ、支払期限の延長を行った。

この件が議会に諮られていないとのことですが、議会議決条例第3条(議会の議決に付すべき財産の取得又は、財産の処分)、法第96条第1項第8号の規定のより議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買い入れ若しくは売払いとする。」となっており、土地売買の議案第74号は、所在地・面積・売却額・売却方法・売却の相手方の項目を議会に上程し承認を得ています。

なお、今回の支払い期限の変更に関しては、議会上程の項目となっていないことから上程は行っていない。また、議会に報告がないとのことでしたが令和2年9月17日実施の篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会で支払いを猶予した理由と延期した支払期限を請求人も含めた全議員に説明を行っているところです。

次に令和3年2月26日の覚書については、令和2年7月30日付令和3年2月2日にケアユーの方が来庁し、令和3年2月26日としておりました

清算金支払期限を再度1ヶ月間延長して欲しいとの要望を受けました。延長の理由としては、新型コロナウイルス感染拡大第3波の影響を受け更なる設備資金が負担となっており、事業への影響が大きいとのことでした。また、本来売却する予定でなかった所有している土地を資金確保のため売却し、精算金に充てたいとのことでした。その用地に関しましては、売主との売買契約は完了しているものの、その売却代金が令和3年3月26日に入金されるため、それまで延長をお願いしたいとのことでした。

これを受けて令和3年2月19日に篠栗北地区産業団地土地清算金再延長のお願いが提出され、本町におきましても協議を進め、延長を承認することとし、令和3年2月25日付で土地売買代金の支払の再延長に関する覚書を交わしました。その中で、新型コロナウイルス感染拡大第3波の影響があるものの、売却用地の入金が1ヶ月程度遅れることも要因となっていることから清算金を期限通り支払われた場合、本来町が負担することがなかった一時借入金の利息を負担願ったものです。その一時借入金の利率が0.075%であり、その利率をもって負担金の設定を行ったものです。

また、延滞とは、期限内に支払いを完了せず、督促を複数回行い、それでも支払いに応じない場合であり、今回の本町の措置は、当初の支払期限が到達する前にケアユーから申し出があり、その企業の状態をヒアリングし、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮したうえで、支払期限を猶予していることから延滞したものとは言えません。

(5) ケアユー株式会社に対する延滞金の支払い督促の怠る事実5について

請求人の主張

令和3年3月26日、ケアユーから土地売買代金316,260,208円が町に納入され、同年4月15日、ケアユーから売買代金支払期限延長にかかる金利相当分と思われる17,546円も納入されている。しかしながら、ケアユーは、土地売買契約に基づき本来支払わなければならない期限までに売買代金を支払っておらず、このような場合、町長は、本件条例に基づき、ケアユーに対して、督促を行い、指定された期限までに売買代金が支払われない場合は、年5パーセントの割合による遅延損害金を請求する義務を負う。ところが、町長は、本件条例に基づいてケアユーに対して、督促及び請求を行っておらず、このような町長の行為は、義務を怠る違法行為というべきである。

そればかりか、前記のとおり、町長は、ケアユーの2度にわたる売買代

金支払い延期の申出の必要性・合理性等を何ら調査することなく、議会の承認も得ないでそのまま容認し、法違反の違法を犯して、覚書を締結しており、これは、遅延損害金債権を放棄する行為とも評価できる。そして、法第96条第1項10号の規定によれば、債権を含む権利を放棄するには議会の承認が必要であり、本件条例第12条によれば破産法の規定やその他の法令により、債務者が債権についてその責任を免れた時など一定の事由に該当すれば、町長は、議会の承認なく債権を放棄することができる旨規定されているが、ケアユーには、本件条例第12条に該当するような事由は全く存しない。

したがって、町長は、遅延損害金債権を放棄したのであれば、議会の承認を得てないことから違法であり、町は、遅延損害金相当額の損害を被ったというべきである。このような町長の行為は、義務を怠る違法な行為であり、町は、町長に対して損害賠償請求できるところ、町の機関としての町長は、町長個人に対して、損害賠償請求を行わず、損害賠償請求権の行使を怠っていることから、これも義務を怠る違法な行為となる。

町（まちづくり課）の主張

このことについては、当初の支払期限が到達する前にケアユーから申し出があり、その企業の状態をヒアリングし、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮したうえで、猶予を与え支払期限を延長しているため、延滞とは言えないことから本件条例第12条に違反していない。

また、今回の措置で議会に上程すべきところは議員の皆様の賛成をいただきながら進めており、篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会や議会の中でも報告を行っているところです。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 怠る事実1については、土地売買契約書の事業用地は造成工事が完了後に引き渡すことになっており、契約段階では当該用地は未完成の用地であるため、土地売買契約の当初では、造成工事が完了するまでの契約を担保するために契約保証金の条項を設けていることもあり、双方の合意により、延滞金の条項を入れなかったとしても、契約に瑕疵があるとは言えない。したがって、契約が無効になることもないと判断する。

また、議会での説明については、議会議決条例第3条に従って、土地の面積、金額、相手先の概要について説明を行っているが、延滞金

の条項がないことについては、双方の合意により、債権としての取り扱いをしていない。したがって、議決を得なければならないのは財産の処分についてであり、延滞金の条項を入れていないことの説明の必要性は、極めて低いものと判断する。ただし、町の事業として今後の発展に大きく寄与する案件であることから、詳細な説明が必要であったかと推測するので、今後は丁寧な説明に努められたい。

それから、ケアユーとの土地売買契約は、当該土地が未完成の状態では契約の担保として契約保証金を納入し、完成後に引き渡す売買契約であり、一方で久原本家食品との土地売買契約は、造成工事が完了後の契約締結である。未完成の土地と完成後の土地の違いがあることから、契約条項が必ずしも同一の必要性はなく、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠っているとは必ずしも言えないと判断する。

(2) 怠る事実2については、新型コロナウイルスの感染拡大の社会的影響の大きさは、万人の共通認識であることは疑の余地はない。そのようなことも踏まえて国は、令和2年4月20日に政府の閣議決定により「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」、令和2年4月経済産業省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）」、令和2年4月15日付内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の経済効果試算資料1などの様々な措置が執られた。その目的は、社会経済の損失をできるだけ防ぐ措置と受け止められるので、請願書の納期の延長を認める行為は、施行令第171条の6第1項に規定された「特約」に該当するものと判断する。

地方自治体の債権の場合には、法第240条第3項、施行令第171条の6第1項の規定により債務者が資力の状態によって全部を一時に履行することができないなどの所定の事由に該当しなければ、履行期限の延期を行うことは法律上制約されているので、所定の手続きをとる必要がある。

この点を踏まえ、町は、施行令第171条の6第1項第2号該当性を検証するため、ケアユーからの請願書（令和2年7月17日付）に基づき新型コロナウイルスの影響に対し必要な会社の経営状況及び収支計画のヒアリングを実施し、今後の納期について十分に協議していることから、手続きを怠っているとは言えない。

また、法第96条第1項第12号に規定する和解は、民法第695条「和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。」と規定されているように紛争に対しての和解の事項と解されることから、当該事務処理は「和解」には当た

らないことから、法第96条第1項第12号に該当しないと判断する。

(3) 怠る事実3については、上記(1)で述べているとおり延滞金に関する条項を欠く本議案は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものではないと判断している。また、ケアユーが納期を延滞している事実は、平成31年2月27日付け土地売買契約書第5条第1項により事務処理の過程において最終残金の確定後に記載する納入通知書の納期限が確定していないこと及び双方の協議により納期の延長猶予が合意されていることから延滞金が発生しているとは一概には言えない。

以上のことから6ページの①及び②の事項を報告したうえでの議会承認の必要はないと判断する。

(4) 怠る事実4については、このことについては、(1)、(2)、(3)で述べたとおり①施行令第171条の6第1項に規定された所要の手続きを履践し、②法第96条第1項12号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの手続きを行う必要はないと判断する。

(5) 怠る事実5については、町長は、ケアユーの納期限の延期の申し出に対して、会社へのヒアリング及び支払い能力を十分に調査し、確実に申し出とおりに支払うことが確約できることを認識したことにより、納期限の猶予を行った。ただし、町は、北地区産業団地の整備事業費用の資金を調達するために金融機関から一時的に借入れを行っており、ケアユーからの納入金額をそのまま金融機関への返済を計画していたことがあったため、納期限を延長することによって生じた利息金額を支払い遅延損害金として別途支払うことの覚書をケアユーと締結している。

このことから、債権を滞納しているとは言えない。よって督促を行う必要もないと判断する。また、あくまでも支払期限を猶予したことであることから、延滞金の認識は存在しないため、延滞金の債権を放棄したことにはなり得ないと判断する。したがって、町が損害を被った事実は存在せず、町が、町長に対して、損害賠償請求する事案と認めることはできないと判断する。

したがって、財産の管理を怠る事実には該当しないと判断しました。

4 結論

以上のとおり、町が篠栗北地区産業団地整備事業に関する財産処分の契約の締結及び履行並びに財産の管理が、違法又財産の管理を怠る事実とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

ただし、法令等に従い事務処理を進めるのは当然であり、今回の案件でも違法な点は見られないが、町の今後を左右する重大な事業であることを考えれば、継続中の案件では説明のタイミングが難しい面もあると思われるが、可能な限り町長は議会に対して丁寧、かつ細やかな説明をされたい。

また、契約の変更事務手続き(議会の承認を得る)に時間を要しているので、必要に応じて臨時議会を開くなど契約後の事務処理を速やかに行われたい。

令和3年10月29日

篠栗町監査委員
同

石内 清之
今長谷 武和

